次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令 和 6 年 3 月 25 日

北海道立函館高等技術専門学院長　　藤　島　克　己

1　公募型プロポーザル方式に付す事項
(1) 事 業 名　　離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練の実施
(2) 科 目 名
(3) 訓練の内容
(4) 訓練期間
(5) 実施地域
(6) 契約期間
　　別紙「令和６年度第２回公募型プロポーザル対象緊急再就職訓練一覧表」による

2　公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」等を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和２２年５月３日号外政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
(3) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項に規定する者でないこと。
(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月１１日局総第４６１号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
(5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
(6) 暴力団関係事業者等でないこと。
(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
　ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
　イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
　ウ　消費税及び地方消費税
(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）
　ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
　イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
　ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
(9) 過去に緊急再就職訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から５年を経過していること。
(10) 過去に緊急再就職訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正受給に係る処分を通知された日から５年を経過していること。

3　企画提案書募集要領及び指示書の交付について
(1) 方　　法　　ホームページからのダウンロード。
(2) 交付期間　　令 和 6 年 3 月 25 日（ 月 ） から 令 和 6 年 4 月 15 日（ 月 ） まで
(3) ホームページのＵＲＬ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/
※ 説明会では交付しませんのでダウンロードして、ご持参ください。

4　説明会
(1) 日　　時　　令 和 6 年 4 月 9 日（ 火 ）　　14 時 00 分 か ら
(2) 場　　所　　〒 041-0801函館市桔梗町４３５番地
北海道立函館高等技術専門学院　１Ｆ講堂
(3) 内　　容　　企画提案書募集要領及び指示書の説明を行う。
(4) そ の 他　　説明会出席希望者は、別紙申込書を 令 和 6 年 4 月 8 日（ 月 ） 16 時 までに提出すること。

5　企画提案書の提出
公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案書を提出しなければならない。
(1) 提出期限　　令 和 6 年 4 月 15 日（ 月 ） 17 時 00 分 （必着）
(2) 提出場所　　〒 041-0801　函館市桔梗町４３５番地
北海道立函館高等技術専門学院　　能力開発総合センター

(3) 提出方法　　直接提出（持参）を基本とするが、やむを得ず郵送する場合は、北海道立函館高等技術専門学院長あての親展による簡易書留郵便とし、上記(1) の提出期限内に必着のこと。また、封筒に「委託訓練企画提案書在中」と明示すること。

6　企画提案書の無効
公募型プロポーザル方式の参加資格を有しない者の提出した企画提案書は無効とする。

7　最良の企画をした者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8　契約手続き
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9　公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　　称　　北海道立函館高等技術専門学院　能力開発総合センター　　担当： 田口・吉岡
(2) 所 在 地　　〒 041-0801函館市桔梗町４３５番地
(3) 電　　話　　（０１３８）４７－１７９０（直通）

10　その他
(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(2) 審査結果及び特定者名は公表する。
(3) 詳細は企画提案書募集要領及び指示書による。